

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
								上肢機能	移動機能						
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの						
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの						
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用測（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>														

療育手帳制度について

(概要) 知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対し交付。

療育手帳制度について
昭和48年9月27日厚生省発児第156号
厚生事務次官通知

(実施主体) 都道府県知事・指定都市市長

(判定基準)

◎重度(A)とそれ以外(B)に区分

○重度(A)の基準

[18歳未満]

- ① 知能指数がおおむね35以下であって、次のいずれかに該当するもの
- ア) 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難なもの
 - イ) 頻繁なてんかん発作又は失禁、異食、興奮、寡動その他の問題行動を有し、監護が必要なもの
- ② 知能指数がおおむね50以下であって、盲、ろうあ又は肢体不自由を有する児童

[18歳以上]

- ① 知能指数がおおむね35以下であって、次のいずれかに該当するもの
- ア) 日常生活における基本的動作(食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等)が困難であって、個別的指導及び介助が必要なもの
 - イ) 失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行動を有し、常時注意と指導が必要なもの

○それ以外(B)の基準 重度(A)のもの以外

(参考)

WHO(世界保健機構)によるIHD-10(国際疾病分類)による、知的障害の程度

最重度	IQ	おおむね20以下
重度	IQ	おおむね20～34
中度	IQ	おおむね35～49
軽度	IQ	おおむね50～69

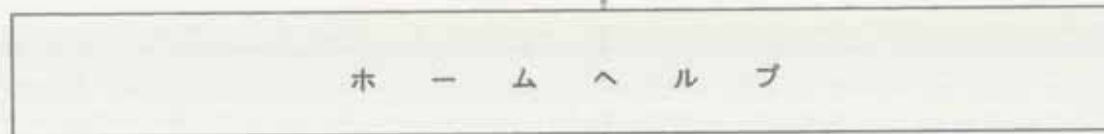
主な障害保健福祉サービス（機能別）

↑ 在宅

(参考) 主なサービスの利用者数

〈訪問系サービス〉

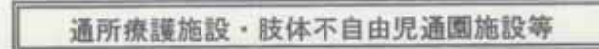
- 身体介護
- 家事援助
- 日常生活支援
- 移動介護（ガイドヘルプ）



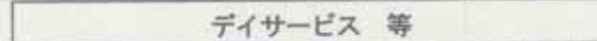
8.7万人 ※1
〔身障・知的・児・精神ホームヘルプ〕
〔うちガイドヘルプ 2.7万人〕

〈通所系サービス〉

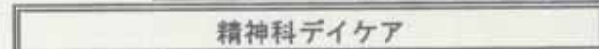
- 生活支援機能+医療ケア機能
- 生活支援機能
- 更生訓練機能+医療ケア機能
- 更生訓練機能
- 就労支援機能
(就労)



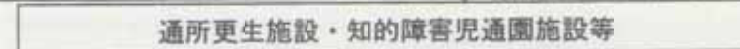
0.3万人 ※2
〔肢体不自由児通園施設〕



4.1万人 ※1
〔身障・知的・児デイサービス〕



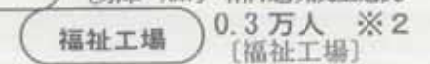
3.7万人 ※3
〔精神科デイケア〕



0.8万人 ※2
〔知的障害児通園施設〕



5.7万人 ※2
〔身障・知的・精神通所授産施設〕



0.3万人 ※2
〔福祉工場〕

〈短期入所サービス〉

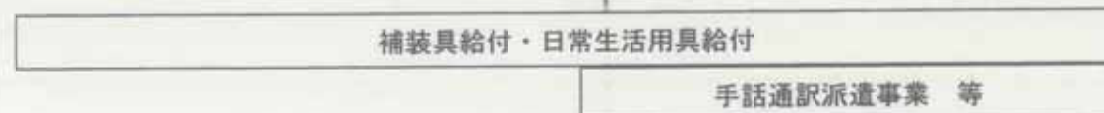
- 短期入所



1.7万人 ※1
〔身障・知的・児・精神ショートステイ〕

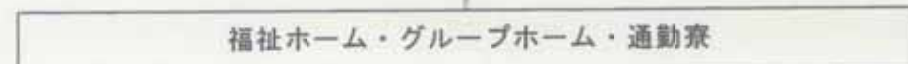
〈その他生活支援サービス〉

- 福祉用具の給付
- コミュニケーション支援



〈居住系サービス〉

- 居住機能



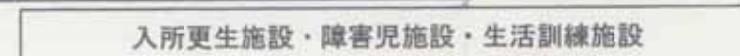
1.9万人 ※1
〔知的・精神グループホーム〕

〈入所系サービス〉

- 居住機能+生活支援機能+医療ケア機能
- 居住機能+更生訓練機能
- 居住機能+就労支援機能



2.5万人 ※2
〔身障療護施設〕



9.0万人 ※2
〔知的入所更生施設〕



2.6万人 ※2
〔身障・知的・精神入所授産施設〕

↓ 施設

□ = 医療ケア機能を有するもの
○ = 就労支援機能を有するもの

※1 = 平成15年4月現在（厚生労働省調べ）
※2 = 平成13年10月現在（社会福祉施設等調査）
※3 = 平成14年6月現在（厚生労働省調べ）

介護保険制度と支援費制度①

○ 平成 15 年度より、身体障害者（児）福祉サービス、知的障害者（児）福祉サービスの多くが、それまでの行政がサービス内容を決定する措置制度から、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択しサービスを利用する「支援費制度」へと移行したところ。

[介護保険制度と支援費制度の比較]

		介護保険制度	支援費制度
対象、 利用手続き等	サービス対象者	要介護認定を受けた被保険者	支給決定を受けた身体障害者、知的障害者、障害児
	サービス対象者の決定手続き	市町村の要介護認定により決定 認定に当たっては第三者からなる認定審査会が審査・判定を実施	市町村の支給決定
	サービスの要否の判断	介護ニーズに係る <u>要介護認定基準</u> に基づく判断	定められた勘案事項に基づく総合的な判断（統一的な判断基準は設けられていない）
給付	サービス量	要介護度（要支援、要介護1～5）に応じ支給限度額を決定し、その範囲で利用者が選択	支給決定の際に、利用者ごとのサービス種類・量を決定
	ケアマネジメント	居宅介護支援事業所、介護支援専門員が制度化されており、関係費用を保険給付	制度化されていない
負担	費用負担	居宅・施設サービス共通 〔負担〕 国 1/4 都道府県 1/8 市町村 1/8 保険料 1/2	居宅サービス 〔補助〕 国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4 施設サービス 〔負担〕 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
	利用者負担	応益負担 1割負担 限度額あり ※低所得者に対する一定の配慮を設けている	応能負担 負担能力に応じた費用徴収 限度額あり

支援費制度の概要 (平成15年4月から実施)

基本的な仕組み

- 障害者福祉サービスの利用について支援費支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービス選択のための相談支援を受け、市町村の支援費支給の申請を行う。
- 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、支給決定を行う。
- 都道府県知事の指定を受けた指定事業者・施設との契約により障害者福祉サービスを利用する。
- 障害者福祉サービスを利用したときは、
 - ・ 本人及び扶養義務者は、指定事業者・施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、
 - ・ 市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する。(ただし、当該支援費を指定事業者・施設が代理受領する方式をとる)

